

# 國學院大學學術情報リポジトリ

天皇の代替わりと神社界：  
大正期における『全国神職会会報』の論説を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-07-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 原田, 雄斗 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/0002000530">https://doi.org/10.57529/0002000530</a>

## 天皇の代替わりと神社界 —大正期における『全国神職会会報』の論説を中心に—

原田 雄斗

### はじめに

本稿は、1912（明治45）年7月30日の明治天皇の死去から1915（大正4）年11月10日～14日に行われた大正天皇の大典<sup>1</sup>（大礼とも。以下、大典に統一）までの明治天皇・大正天皇の代替わりを事例に、天皇の代替わりに対して当該期の神社界がどのように動き、反応していったかを明らかにするものである<sup>2</sup>。

明治後期から大正期における神社界の動きについては、孝本貢・赤澤史朗・畔上直樹によって明らかにされてきた<sup>3</sup>。赤澤の研究では、「下級神職層の台頭とその自主的活動・発言に見られる」神社界の「内部におけるデモクラシー状況の展開<sup>4</sup>」が指摘された。また畔上の研究では、「世紀転換期以後一九一〇年代に明確化、二〇年代に本格的に展開した「村の鎮守」の活性化<sup>5</sup>」には、「結集軸たりうる独自の階層的正当化論理（国家的責務民社優位論）」が一貫して存在し、この論理を有しながら「村の鎮守」の社会的活性化を推し進めた「在地神職社会的活動派（社活派）」神職<sup>6</sup>が活動していたことが明らかにされた。以上の研究から、明治後期から大正期における（地域）神職の活発な動きについて議論されてきた。

孝本・赤澤・畔上によって明治後期から大正期における（地域）神職の活発な動きが明らかにされてきたが、これらの研究で神職の活動を明らかにするために主に使用されたのが『全国神職会会報』（以下、『全神』と略記）や『神社協会雑誌』といった神道系雑誌である<sup>7</sup>。

この神道系雑誌における議論と編集については藤本頼生による研究が挙げられる<sup>8</sup>。藤本は、産業の発達・「大正デモクラシー」・社会運動などが見られる大正期（から昭和初期）において、神祇を奉祀することを第一としていた神職がどのような考えをもっていたかという問いを明らかにするために、当該期に『全神』やその後継雑誌である『皇国』の編集に従事していた照本亶（1889（明治22）年～1938（昭和13）年）の論説を分析した<sup>9</sup>。そこで藤本は、拡大する社会主義を単純に危険思想と判断するのではなく、まずは神道的な価値観、考え方に照らし合わせてみながら分析・批判していく照本の姿勢や、府県社以下の神社という点に留意しながら当時の神社行政に触れた議論を照本が展開したことを析出した<sup>10</sup>。これを踏まえて藤本は、「時局・時流に非常に敏感に反応しつつ、誌上においてオピニオンリーダーとしての役割」を照本が果たしていったことを指摘している<sup>11</sup>。

以上の議論を踏まえ、本稿では、明治天皇の死去から大正天皇の大典という流れの中、特に、大典のなかでも行われる大嘗祭を担っていた神職が代替わりや大典をどのようにとらえていくかという問いを明らかにする。そのために、明治～大正の「代替わり」の時期に『全神』の編集に従事していた目黒和二郎（1865（慶応元）年～1923（大正12）年）の論説を分析する。

目黒和二郎（目黒雨峯・目黒雨峰<sup>12</sup>とも）は、1865（慶応元）年6月14日に神奈川県大山

町（現、神奈川県伊勢原市）で生まれ、1879（明治12）年～1882（明治15）年まで権田直助（1809（文化6）年～1887（明治20）年）に師事した。その後、1887（明治20）年に皇典講究所師範科と専修学校（現、専修大学）経済科を卒業、一時富山県の中学校に就職したが、1890（明治23）年の國學院の創立に合わせて國學院講師に就任した。その後辞職するも、1903（明治36）年に皇典講究所所長の佐々木高行に迎えられる形で皇典講究所幹事兼國學院主事に就任した。1914（大正3）年に神奈川県にある県社大山阿夫利神社社司に就任し、1919（大正8）年に奈良県にある龍田神社宮司に、1921（大正10）年に奈良県にある大神神社の宮司を務め、1923（大正12）年10月23日に死去した人物である<sup>13</sup>。

目黒が『全神』の編集に本格的に従事し始めるのが1913（大正2）年5月からであり、大正天皇の大典が行われる以前の議論から追うことができる。また、目黒の議論の展開を追うことで、藤本が明らかにした「オピニオンリーダー」としての神職の動き・反応にまで射程を伸ばすことができる。さらに、目黒が『全神』の編集に従事した翌年の1914（大正3）年から県社大山阿夫利神社の社司に就任したことを踏まえると、目黒の議論を追うことは、『全神』という一誌での議論の推移を追うことだけにとどまらず、孝本・赤澤・畔上が明らかにした明治後期から大正期における「地域神職」の活動の歴史的意味を明らかにする上でも重要な事例である。

実際に目黒の議論を扱う前に、『全神』の位置づけについて確認しておきたい。

1899（明治32）年8月に発刊された『全神』だが、1902（明治35）年3月から『神社協会雑誌』が発刊されている<sup>14</sup>。本稿で『全神』を取り上げるのは、『神社協会雑誌』よりも『全神』のほうが発刊時期が早いこともあるが、それ以上に『全神』という雑誌の性格に注目するからである。例えば『全国神職沿革史要』では、『全神』での「言論はよく斯界の動向を指導し、或は祀職の向上に資し、或は輿論の喚起に努め、其の報導は全国神職の耳目となりて斯界に貢献したる」こと大であるとその意義が強調されている<sup>15</sup>。また、『神社協会雑誌』の内容が「神社局の意向が強く働いてゐた」のに対して、『全神』の内容は「現場の神職の声を中心」だったと位置づけられている<sup>16</sup>。明治天皇の死去から神社政策の転換、そして大正天皇の大典というめまぐるしい時代の展開に対する神社界の「応答」を明らかにすることが本稿の目的であるため、「現場の神職の生の声を伝える」『全神』<sup>17</sup>という性格を踏まえて議論を進めたい<sup>18</sup>。

以上のことを踏まえ、本稿では、明治から大正への「代替わり」の時期に『全神』の編集に従事していた目黒和三郎の論説を分析することで、神職はどのように「代替わり」を捉えたのか、「代替わり」を捉える際、神職は何を受け取り、どのように「応答」したのかという問いを明らかにしたい。

※引用した史料中の漢字は原則新漢字に直し、カタカナの部分はひらがなに改め、適宜句読点を付した。■は判読不能を示す。また、〔 〕内は筆者による補足である。なお、下線は筆者によるものである。

# 1. 『全神』に見る目黒の時代認識

## (1) 目黒和三郎と『全神』の編集

本章では、『全神』での目黒の議論をもとに、目黒の時代認識に接近していく。目黒の時代認識を通して、彼の「代替わり」の捉え方についても見ていきたい。

その前に、本節では、目黒と『全神』の編集<sup>19</sup>について確認しておきたい。先述したように、目黒が本格的に編集に従事するのは1913（大正2）年5月からだが、それ以前から目黒は『全神』の編集に従事していた。1905（明治38）年4月、会通社に委託していた『全神』の発刊事務を全国神職会へと変更したが、その時から高山昇<sup>20</sup>（1864（元治元）年～1950（昭和25）年）とともに編集を担当するようになった。高山が1913（大正2）年3月に巖島神社宮司へと転任が決定した後、1913（大正2）年5月から全国神職会より正式に編集主任が目黒に委嘱され、その後、『全神』の編集顧問となる。

明治天皇の死去から大正天皇の大典までの「代替わり」の時期における『全神』の論説名と執筆者については、以下の表の通りである<sup>21</sup>。

表 『全国神職会会報』論説一覧

年月	号数	『全国神職会会報』論説名	著者名
1912.7	165	謹みて御快全を祈り奉る 社寺の風致林に就て	本多静六
1912.8	166	奉悼詞 大正天皇御製	
1912.9	167	平田篤胤翁に就いて 各府県神職団体に檄するの文 明治神宮に就いて	芳賀矢一 大津淳一郎 河野省三
1912.10	168	乃木將軍夫妻自尽の教訓 神道といふ語の由来に就いて	福本誠 山本信哉
1912.11	169	整理に対する神社局の位置 神道と大正国民 神道普及の方法に就て 現内閣制度整理上の迷誤を一掃し、神祇に関する特別官衙設置の遂行を望む	高山昇 田中義能 宮地巖夫 二九二古道
1912.12	170	歳末の詞 神道と大正国民（承前） 神道普及の方法に就て（承前） 国家の成立と我国神道	槻陰山生 田中義能 宮地巖夫 田中治吾平
1913.1	171	大正の新年を迎う 東西文明の調和と教育勸語 奈良朝時代の郷飲酒の礼と神社中心主義 神社神道と宗派神道	星岡 湯本武比古 植木直一郎 田中治吾平
1913.2	172	人心の変移（神道家の一考を煩はす） 先帝と氷川神社 高皇産靈神と高木神は別神なりや（神代の思想読者の間に答ふ）	宮西星岡 中島博光 田中治吾平
1913.3	173	古神道弁 理論的神道と実際的神道	寛克彦 田中治吾平
1913.4	174	神職諸君に望む 古神道弁（前承）	井上友一 寛克彦
1913.5	175	講演 ※筆者註…皇典講究所神職養成部卒業式での講演 神職奉務規則を読みて所懐を述ぶ	山田新一郎 目黒雨峯
1913.6	176	呈山本首相書 吾人は如何にして明治天皇の大御功德を記念すべきか	大津淳一郎 目黒雨峯
1913.7	177	先帝奉憶 御一年祭遙拝詞 御一年祭遙拝式次第 府県郷村社の経費は府県郡市区町村費を以て支弁すべしといふ建議案に就て 同じく ※発表者註…福本の論説と「同じ」タイトルという意味	福本誠 大津淳一郎

1913.8	178	將軍逝で一歳 諒闇後に於ける吾人の責務 国体は斯の如く侮辱せられたり一却つて外人より真卒なる警告を受く— 祖先崇拜 ※筆者註…『ドイツジャパンポスト』12 (13) 掲載論説を転載 涼風三章—神社祭式の改正 官司と管長との待遇 神社林の保存—	編者 目黒雨峯
1913.9	179	秋田県の遥拝殿問題—村長は法令の上に斃れ知事は国民道徳の下に敗る—	目黒雨峯
1913.10	180	北陸関東の神職二大会に臨む 遥拝殿問題と秋田県神職会の態度	目黒雨峯 目黒雨峰
1913.11	181	記せよ明年の本月 鍋島会長の神職訓 現代接触主義 教育調査会と宗教家招待会	目黒雨峯
1913.12	182	逝く年を送る 府県郷村社祈念新嘗両祭に神饌幣帛料の供進 神社本来の性質—当局の意志は推移したり—神社は果して宗教的分子を容れざるか— 府県社以下両祭奉幣に就て私見	雨峯学人 宮西惟助 目黒雨峰 目黒雨峯
1914.1	183	大正維新劈頭に於ける斯会の四大要項 社頭の杉の保護栽培	目黒雨峯 目黒雨峰
1914.2	184	再び祈念新嘗に就いて 我が国勢状態の現下に於ける外人の批評 —殊 精神界の趨勢に対して為政者は如何な 責任を負う乎—	目黒雨峰 目黒雨峰
1914.3	185	決議と実行とは伴はざる可からず 官司協議会に就いて 内務省委託に係る神職養成事業について—兼務社数制限の励行を要す—	目黒雨峰 目黒雨峰 目黒雨峰
1914.4	186	謹みて草莽の微臣吾等神職は皇太后陛下の崩御を悼み奉る 御大喪中の注意事項 御大典記念事業を如何にすべき乎 —既に着手せるもの、又は着手せんとしつゝあるもの—	目黒雨峯 目黒雨峯
1914.5	187	奉輓の辞 改定神社祭式の価値 再び神社奉祀調査会に就いて	目黒雨峯 目黒雨峯
1914.6	188	神社は国体の本源たり 大隈内相の神社崇敬に関する訓示演説に就いて 三度神社奉祀調査会に就いて—全国神職会出席評議員諸氏に望む—	大隈重信 目黒雨峰 目黒雨峰
1914.7	189	立官問題の回顧—全国神職会の成立— 神社の要務 平凡の妙味—神社事務主任官会議の内容— ○神祇官は何故に設置せねばならぬか?	目黒雨峰 内務省神社局 裂雷生 賀茂百樹
1914.8	190	会計実施後の神社—神職は依然として貧弱か— 元老官司の交代—今井君の行に饒す— 神社の要務 (承前) ○神祇官の制度に対する希望 ○神祇官設置を唱導するに就きて	目黒雨峰 目黒雨峰 内務省神社局 中島博光 中野周次郎
1914.9	191	軍国神職の任務 大和民族たる吾人の覚悟 ○八神殿を離れて	目黒和二郎 和田屋主人 河野省三
1914.10	192	戦争と国民精神の帰向 神社と為政者 立憲思想養成上の注意 ○国民の選良に呈す ○立官問題と神社局	大久保春野 目黒和二郎 鎮西視学 山下政愛 諏訪樂峰
1914.11	193	神社に対し基教徒の不法決議 —当局者は此際須く神社本来の性質を明示すべし— 精神的国産の奨励 神職は如何に社会を指導するか ○国民の選良に呈す (前承)	目黒和二郎 水野鍊太郎 井上友一 山下政愛
1914.12	194	逝く年を送る 国民教育と基督教—小学修身読本二教科書の改修を望む— 神社祭祀の意義 神社の教育	雨峰 目黒和二郎 山田新一郎 石川岩吉

1915.1	195	歳首の感と吾人の抱負—大正四年度斯界の事業は如何?— 敢へて基督教徒に誨ゆ 醒めよ基督教徒!! 宗教論片	目黒和二郎 中島博光 河野省三 山下政愛
1915.2	196	基督教の頑冥 —彼等の個人主義と非国家主義とは飽く迄懲せざるべからず— 神社に於ける祈念の意義 基督教徒の決議に対する意見書	目黒和二郎 矢田求 國學院大學院友会
1915.3	197	来るべき全国神職大会 —殊に非国家主義者に対する権威ある決議を切望す— 国政と国民思想	目黒和二郎 田中知邦
1915.4	198	首相及内相の訓示に就て 神社事務談話会に於ける大浦内務大臣の演説 国民教育とは何ぞや 独逸の実力 滞欧所感を述べて日本国民の奮起を促す 国政と国民思想 (承前)	編者 編者 目黒和二郎 井上友一 上田萬年 田中知邦
1915.5	199	大会決議案私見 独逸の実力 (承前) 滞欧所感を述べて日本国民の奮起を促す (続)	目黒和二郎 井上友一 上田萬年
1915.6	200	御大礼通儀 ※筆者註…第200号は「大礼号」 大礼号発刊の辞 神国の御大礼 皇祖の神勅のまに／＼ 祭農一致の大精神 大礼と君民関係 大礼の真意義を奉体せよ 大嘗に預る神祇 大嘗祭に就て 精神的記念事業 大礼号発刊の感想	櫻井東花 目黒和二郎 河野省三 池邊義象 関根正直 三浦周行 中島博光 賀茂百樹 清岡長言 高島圭一 梁川保嘉
1915.7	201	御大礼通儀 (承前) 再び大礼当日国民一般奉祝方法に対する希望を述ぶ 神社でなければならぬ 再び国定教科書修身書中迷信の課に就いて	櫻井東花 目黒和二郎 斯波淳六郎 目黒雨峯
1915.8	202	所決三則 神社中心主義の実施	目黒和二郎 山田新一郎
1915.9	203	卜占、崇、禁厭、憑依、夢告 皇典講究所の御大礼奉祝方案成る ※筆者註…論説ではなく雑纂として掲載	目黒和二郎 雨峯生
1915.10	204	卜占、崇、禁厭、憑依、夢告 (承前) 御大礼行幸還幸の両儀につき奉送迎の列に加る事を得た基督教師	目黒和二郎 目黒和二郎
1915.11	205	即位式勅語 ※筆者註…第205号は「御大典奉祝号」 寿詞 吉詞 賀表 臨時全国神職大会通牒 神社昇格並祭神増加 (理由) 二大礼によりて国民の得たる賜物 —神代化せるわが国土。国民思想と国民道徳との発展— 仁慈恩赦の詔書を拝読して聊か所感を述ぶ	大隈重信 会報子 鍋島直大 内務省神社局 目黒和二郎 目黒和二郎
1915.12	206	大正四年に饒す 仏徒の反省を促す—大礼奉祝の誠意を愆る— 諸君自ら仕向けよ 御大典後の感想 御大典参列所感 大典の根本義	会報子 目黒和二郎 塚本清治 萩野由之 芳賀矢一 大宮兵馬
1916.1	207	新年の辞 大正五年吾人の任務 —発奮自進の覚悟なかるべからず 青年団体の指導者を以て任せよ— 御大礼に参列したる余が感想 御大典後の新年所感 御大礼と道徳上の教訓	稲華生 目黒和二郎 千家尊福 三上参次 深作安文

1916.2	208	兼務社制限論 御大礼と仏教徒 神社対仏教時局観 大典の根本義（承前） 谷本博士に誨ゆ—皇室御崇敬の官弊社を誹謗して顧みざるか—	目黒和二郎 芳賀矢一 山田新一郎 大宮兵馬 目黒雨峰
1916.3	209	各地神職総会と全国神職大会 大典の根本義（承前）	目黒和二郎 大宮兵馬
1916.4	210	研究機関の設置必要を論ず 古神道と現行法 神職の副業を考へる必要がある	目黒和二郎 寛克彦 塚本清治
1916.5	211	神職の補充論と神職の副業説と	目黒和二郎
1916.6	212	神職改善の根本策—補助費増額と講習法の変更— 古神道と現行法（承前） 大典の根本義（承前）	櫻井東花 寛克彦 大宮兵馬
1916.7	213	閑却せられてる一大事—立儲礼の意義周知の法如何— 古神道と現行法（承前） 大典の根本義（承前） 神職修養論（上）	櫻井東花 寛克彦 大宮兵馬 目黒和二郎
1916.8	214	輿論喚起の根本問題—杜撰極まる新聞記事を顧みよ— 古神道と現行法（承前） 大典の根本義（承前） 神職修養論（中）	櫻井東花 寛克彦 大宮兵馬 目黒和二郎
1916.9	215	逆定理式研究—畏れ多き論を試むる者あり— 壺切御剣の事 神職修養論（下）	櫻井東花 齋藤惇 目黒和二郎
1916.10	216	勅令 省令 立太子礼当日祝詞 立太子礼賀詞 立太子礼と敬神觀念の發揮 神人合一唯一不二 続神職修養論	櫻井稻磨 萩野由之 山田新一郎 目黒和二郎
1916.11	217	後藤内務大臣訓示 神職の現状と思想界（上）—待遇上の矛盾衝突と神職の能率問題— 古神道と現行法（承前） 神人合一唯一不二（承前） 続神職修養論	東花生 寛克彦 山田新一郎 目黒和二郎
1916.12	218	歳逝く歎 神職の現状と思想界（下）—神職無用論と啓蒙活動— 神人合一唯一不二（承前） 祝詞奏上論（上）—奏上者の声調音律につきて—	東花生 東花生 山田新一郎 目黒和二郎

＜参考＞1917（大正6）年以降の目黒和二郎の論説

1917.1	219	祝詞奏上論（中）—奉上者の声調音律につきて—
1917.2	220	祝詞奏上論（下）—奉上者の声調音律につきて—
1917.3	221	修祓の疑義
1917.4	222	地方費補助の現制度は惜らくは画餅に属せり
1917.6	224	藤岡好古翁の死を悼み且つ羨む 五五会と惟神会 ※筆者註…雑纂として掲載
1918.4	234	神社参拝の真意義を論ず—国民は神社に参拝して如何なる事を奏上すべきか—
1918.12	242	民心帰向統一の根本策
1919.2	244	神社視察紀行 ※筆者註…雑纂として掲載

- 【凡例】※1 論説名の旧漢字は新漢字に改めた。  
 ※2 タイトルは『全神』本文のものを優先し、副題には「— —」を付した。  
 ※3 『全国神職会会報』第189・190・191・192・193号の論説に付されている「○」は、「神祇官設置問題」という共通テーマの中の論説であることを示す。  
 ※4 この表の論説は、『全神』巻頭の「論説」欄に所載されているものを指す。ただし、「論説」欄に所載されていなくても「論説」欄の流れを汲むと判断できるものは、表の中に掲載した。

先述したように、目黒は1905（明治38）年から『全神』の編集を担当していたが、藤本が

指摘しているように、編集主任を委託された1913（大正2）年5月頃から目黒は『全神』の論説・雑纂などの執筆を開始<sup>22</sup>していることが、この表からまず指摘できる。1913（大正2）年5月『全神』175号所載の「神職奉務規則を読みて所懐を述ぶ」を皮切りに、1916（大正5）年12月『全神』218号所載の「祝詞奏上論（上）」までの約3年半、目黒は毎号必ず1本論説を掲載している。「代替わり」の時期にほぼ合致しているといえよう。

目黒の論説を概観すると、それは大きく5つに分類することができる。それは、①1913（大正2）年、官国幣社神職奉務規則と府県郷村社神官奉務規則（両規則とも1891（明治24）年制定）が統一されたことや、1914（大正3）年の神宮祭祀令・官国幣社以下神社祭祀令・官国幣社以下神社祭式が公布されたことなど神社制度や時局に対する問題、②大正天皇の大典に関する問題、③「秋田県の遥拝殿問題」や国民教育・キリスト教の問題をはじめとした神社崇敬に関する問題、④神職大会をはじめとした神職の活動の問題、⑤「神職修養論」などあるべき神職に関する問題、という5点である。

本稿に特に関わるものは①・②になるが、次節ではまず①に関わる論説を中心に分析することで、目黒の時代認識に接近してみたい。

## （2）目黒の時代認識と「代替わり」

本節では、目黒の時代認識に接近することで、目黒が明治から大正の「代替わり」をどのように捉えていたかを明らかにしていく。

まずは、目黒が明治という時代をどのように捉えていたかを確認する。1913（大正2）年6月に発表された「吾人は如何にして明治天皇の大御功德を記念すべきか」を中心に見ていこう<sup>23</sup>。目黒は明治天皇の功績について、「庶政の御方針は、敬神崇祖の四字に基ける開国進取」であるとし、五ヶ条の誓文が天神地祇を祭り、神靈に誓う形であったことや、三条の教則において「敬神愛国の旨を体すべき」とされたことを指摘する<sup>24</sup>。その上で目黒は、「開国進取の方針」の内、特筆すべきこととして、「神社神職に関する諸法令が、明治天皇の御代に、略大成を告げたる」ことを挙げる<sup>25</sup>。その「吾人が特に、明治天皇御功績中に就きて、特筆大書すべき」例として、1900（明治33）年に内務省社寺局が神社局と宗教局とに分離したことや、1913（大正2）年に官国幣社神職奉務規則と府県郷村社神官奉務規則（両規則とも1891（明治24）年制定）が統一されたことが挙げられ、奉務規則の統一に関しては「神社は国家の宗祀たる実を現し」たことだと評価されている<sup>26</sup>。ここでは、「敬神崇祖」に基づいた「開国進取」が指定されており、大正期に統一された奉務規則も明治天皇の「業績」として捉えられている。

このように明治時代を捉えた上で、目黒は「明治時代＝物質的文化」時代、「大正時代＝精神的発展」時代という対比で捉える<sup>27</sup>。目黒によると、明治時代における発展は以下のように捉えられている。

日本の変遷は実に驚くの外なく、同帝御即位の当時に在りては、未だ鉄道なく、電信電話なく、学校なく、郵便制度なく、憲法なく、議会なく、外交団なく、陸海軍の名に称える程のものなく、新聞紙なく、電燈なく、排水設備なく、何等現代的の文明を見ざりしに、一旦西洋文明を移植することに決するや、着々新事物の採用を為し、尚将来益々先進国の例に倣うて進歩せんとせり<sup>28</sup>、



以上のように、明治期における西洋文明の摂取・科学技術の発達を根拠に、目黒は明治を「物質的文化」の時代だとする。目黒はさらに、「過去に於ける日本物質的文化の錚々たるは実に驚くに足るものありて、僅々五十年間の日時に於いて、欧米と比肩するに至れり」と評価する一方で、「然れども精神的進歩発展は如何に、過去の発展は、明治天皇の御代に属し、今後の発展、即ち精神的の進歩は、大正の御代に於ける大問題」だと大正期の課題を提出する<sup>29</sup>。その背景には、「必竟国家は、物質精神共に相俟ちて発展するを要す。過去は成効せり。今後は果して成効すべきや否や」という目黒の国家観が垣間見える<sup>30</sup>。

このように、明治と大正が対比的に捉えられているが、最終的に目黒は明治と大正を連続的に捉えようとしている。すなわち、「物質的文化」発達という明治期の特徴を活用して大正期における「精神的発展」をしていくべきだと目黒は主張するのである。1913（大正2）年10月に発表された「北陸関東神職二大会に臨む」を見てみよう<sup>31</sup>。

同年10月2日に北陸で、同年10月13日に埼玉で開催された連合府県の神職大会<sup>32</sup>に参加した目黒は、2つの神職大会で「一層所感を深く」したこととして「吾人が物質的進歩の目的接触」を挙げる<sup>33</sup>。「社会の文物、日進月歩の今日」と明治における文明の発達を挙げた上で、目黒は「その趨勢の如何に頓着なくんば、社会は、遠慮なく吾人を置去りにして、吾人は、社会の人より除外せらるべければなり」と危機感を抱く<sup>34</sup>。

このような目黒の危機感は、神職の立場において具体的に表れてくる。

吾人社会、即神職社会の、その職責の重且大なるにも拘らず、一般社会より度外視せられて、纔に世の一隅に割拠して、別天地に蠢々たる所以のものは、諸種の因由ありと雖も、物質的進歩に伴随せざる、確にその一因と謂はざるべからず<sup>35</sup>。

神職の社会的役割は大きいにもかかわらず、神職が「世の一隅」にいるのは、「物質的進歩」に沿っていないことが原因の一つであると目黒は指摘する。よって目黒は、神職の社会的立場の向上や神社の発展・神社の地位向上のために、「物質的進歩」を積極的に利用すべきだと主張する。

吾人は、素より精神的に生きる者なり。然れども、吾人がその本性を發揮して、神社の発展を図り、神社の地位を向上せしめんとせば、必しも、物質的進歩に伴随せざるべからず。否物質的進歩を利用せざるべからざるなり<sup>36</sup>。

ここでは、神職の社会的立場の向上や神社の発展・神社の地位向上のためには、明治における文明の発達といった「物質的進歩」を活用すべきだという目黒の議論が看取される<sup>37</sup>。

上記の議論からは、「物質的進歩」を活用することで神職が社会と積極的にかかわるべきだと目黒が主張していることがわかるが、このような神職と社会のかかわりについて目黒は「現代接触主義」として概念化する。目黒のいう「現代接触主義」とは、「神職諸君の務めて現代に接触して、現代の事物を咀嚼せられんことを希望して止まざるもの」である<sup>38</sup>。目黒は、「宛然隔世別寰の感なくんばあらざる也。飛行船、水雷艇の、空中を翱翔し、水底を潜行せる、翁の当時之を見ることを得ざりき。電話、無線電信、翁の当時之を見ることを得ざりき。瓦斯、電燈、また翁の当時以後のものたり」と、先に確認したような明治における文明の発達

を再度挙げる<sup>39</sup>。このような状況の中、「吾人神職たるもの、重大の責務を負担し、而も公吏として、現社会に立つもの、いかでかこの錚々たる社会進化の趨勢に顧る所なくして可ならんや」と神職が社会の展開に留意すべきことを強調する<sup>40</sup>。神職は「皇道の普及発展を謀り、社会に貢献すべき任務を有するもの」であるため、「務めて現代に接触し、時勢に伴随して、臨機身を処するの覚悟」がなければならぬ、さもなければ、「神職は社会より疎外せられて、世人は再び顧みるものなきに至るべし」と目黒は強調する<sup>41</sup>。

以上のように、目黒は神職の社会とのあるべき関わり方を「現代接触主義」と概念化し、そのためには明治期における「物質的進化」や社会の展開をふまえるべきだと主張する。かかる意味で、目黒は「明治～大正」を連続的に捉え、そうすることで、大正における新たな課題を付与したといえよう。

では、社会と「接触」する具体的なきっかけや方法はどのようなものが指定されているのか。それは、大典の意義の普及であり、講演・印刷物による普及活動である。1914（大正3）年1月に発表された「大正維新劈頭に於ける斯界の四大項目」という論説には、目黒が抱く神職と社会とのあるべき関わり方が述べられている。長くなるが、以下に引用する。

当日各社の用意執行等の事柄に非ずして、この御即位の大礼が、前後如何に神祇に関連して挙行せらるゝか、即御即位の大礼は、我が大日本神国の国体を、具体的に明示し給う所のものなれば、その内容を知悉して、之を世間一般の人士に、普く知らしむるの方法を執るべき事を、諸君に勧奨せんとするに在り。大嘗といひ、祈年といひ、新嘗といふ、何れも皆天祖の、皇孫に授け給ひし齋庭の稲穂より淵源したるものにて、その国体に深き関係を有し、この日本国を瑞穂国と称する理由等、この祈年新嘗の本義より生ずる所のものなれば、その理由根源を知悉して、之を世間一般の人士に周知せしむるの方法を執るべき事を、諸君に勧奨せんとするにあり。…（中略）…敬神崇祖、尊王愛国の理由は云々と、自然に我が国風国美を会得して、到る処敬神の風盛んに、神社は尊厳を保ち、国家は、よりにて以て安康たるべし。その効偉大ならずとせんや。もしそれ然らずして、この千載一遇の好時機を、徒らに狂喜して、恰も群集心理に駆られたるが如く、俗に所謂お祭り騒ぎをなし、歡喜熱狂して、打ち過ぐるが如き事あるに至りては、吾人は、決してその可なるを認めざるもの也<sup>42</sup>。

ここでは、大正天皇の大典がいかに神祇に関連して行われるか、つまり、大典が日本の「国体」を具体的に明示するものであるということをも神職が理解し、そのことを人々に広く知らしめるべきだと目黒は強調する。大正天皇の大典はまさに神職の社会的役割を向上させるための「千載一遇の好時機」であるとされる。そうした「好機」であるからこそ、大典に「徒らに狂喜して」「所謂お祭り騒ぎ」を神職がすることは、厳に慎むべきだと目黒は主張する。

そして、このような大典普及活動として「一は講演方法にして、一は印刷物配布方法」であると目黒は提示し、「その二方法の効果を得るに至りては、その福利は、一村一郷に止らずして、一郡一国に及び、終には大日本帝国をして、泰山の安きに置かしむに至る」と目黒は結論づける<sup>43</sup>。

以上、本章では目黒和三郎と『全神』の編集とのかかわり、『全神』に見る目黒の時代認識について見てきた。目黒は1905（明治38）年から『全神』の編集を担当していたが、編集

主任を委託された1913（大正2）年5月頃から『全神』の論説・雑纂などの執筆を開始していた。目黒は1913（大正2）年5月に発表された「神職奉務規則を読みて所懐を述ぶ」から1916（大正5）年12月に発表された「祝詞奏上論（上）」までの約3年半、毎号必ず1本論説を掲載している。目黒の論説を概観すると、①神社制度や時局に対する問題、②大正天皇の大典に関する問題、③神社崇敬に関する問題、④神職の活動の問題、⑤あるべき神職に関する問題、という5点について執筆されていた。

以上のような目黒と『全神』の編集とのかかわりを確認した後、①に関わる論説を中心に分析することで、本章では目黒の時代認識に接近した。目黒は、「敬神崇祖」「開国進取」を明治時代（明治天皇）の業績として評価し、「開国進取」の1つの表れが神社制度の整備であると見た。そこでは、大正期に行われた奉務規則の統一も、明治天皇の「業績」の延長線上でとらえられていた。

こうした「開国進取」の流れは文明・技術の発達を促し、「明治時代＝物質的文化時代」と措定されるに至る。それに対して、「大正時代＝精神的発展時代」と位置づけられ、大正期の「精神発達」は明治時代に見られた「物質的進歩」を活用しながら展開すべきと目黒は主張する。かかる意味において、目黒は明治～大正の連続性を強調し、そうすることで、大正における新たな課題を提示したといえよう。

こうした課題が設定されると同時に、神職は社会と積極的にかかわるべきという「現代接触主義」が主張される。この「現代接触主義」の具体的な形として大正天皇大典の普及活動が主張され、「物質的進歩」の具体的な方法として講演活動、出版活動が提案されたのである。

## 2. 神社行政の展開と大典の位置づけ

### (1) 大典と祈年祭・新嘗祭の関連

前章で確認したように、目黒は「明治時代＝物質的文化時代」「大正時代＝精神的発展時代」と対比的に位置づけつつも、明治における技術・文明の発達を活用しながら大正における「精神的発展」を行なっていくことを主張する。そして、具体的方法の1つとして大正天皇大典の普及活動が挙げられ、ここに神職と社会とのあるべき関わり方が提示されていた。このような目黒における大典の位置づけが、その後どのように展開していくのか。本章では、目黒の大典に対する見方の展開について説述する。

目黒は1913（大正2）年12月に発表された「府県社以下両祭奉幣に就て私見」の中で以下のように述べている。

吾人が更により以上遺憾とする所のものは、今回省令第十五号の施行期日を、来年四月〔1914（大正3）年4月〕一日とせられたることは是なり。これが為に、大正三年に於いては、祈年祭に於てこの■挙の実施を見ざる事となり了りぬ。明年行はるべき御即位大典挙行の時期に当たる新嘗の原因たる祈年祭の、この供進を見ずして、徒に定過せらるべき事実を表示する事、遺憾無限といふべし<sup>44</sup>。

本論説は、1913（大正2）年に公布された府県社以下祈年新嘗両祭の神饌幣帛料供進（内務省令第十五号）について目黒が所感を述べたものである。ここでは、大典が行われる予定の1914（大正3）年の大嘗祭には適応されるものの、同年の祈年祭には適応されないことを

目黒は批判している。府県社以下神社における祈年・新嘗両祭に神饌幣帛料供進に関しては評価しているものの、大典とのかかわりから制度の不完全さを目黒が指摘していることが看取される。

ここで注目すべきことは、神饌幣帛料供進の不完全さが大典とのかかわりから指摘されているということである。前章で確認したように、大正天皇大典の普及活動は神職と社会とのあるべきかかわり方の1つであった。ただし、ここで言われている大正天皇大典の普及活動の目的は、国家と神社祭祀とが深い関係にあることを人々に示すことである。前章で取り上げた「大正維新劈頭に於ける斯界の四大項目」（1914（大正3）年1月発表）を改めて見てみよう。本論説で目黒は、「大嘗といひ、祈年といひ、新嘗といふ、何れも皆天祖の、皇孫に授け給ひし齋庭の稲穂より淵源したるものにて、その国体に深き関係を有し」ており、「この日本国を瑞穂国と称する理由等、この祈年新嘗の本義より生ずるものなれば、その理由根源を知悉して、之を世間一般の人士に周知せしむる」べきだと述べる<sup>45</sup>。ここでは、祈年・新嘗両祭の本義、すなわち神社祭祀の意義と日本が瑞穂国と呼ばれていることには関係があり、それを人々に普及すべきだと主張されている。つまり、国家と神社とのかかわりについて人々に伝える「好機」として、大正天皇大典の普及活動が捉えられているのである。換言すると、ここでは人々と神社とのかかわりは想定されておらず、人々と神社とのかかわりは「国家と神社とのかかわり」を普及させる存在としてしか浮上してこないのである<sup>46</sup>。

この時点では、祈年・新嘗両祭を媒介とした「国家と神社とのかかわり」を強調できても、「人々と神社とのかかわり」を強調する根拠を見出すことができない。このように「人々不在」の祈年・新嘗両祭の強調をするがゆえに、神饌幣帛料供進の制度的な「不備」は「国家と神社とのかかわり」を揺るがす問題として捉えられたのである。

## （2）神社祭式公布とその影響

前節でみたような議論から、目黒はどのように議論を展開していくのか。この問いは、目黒が大正天皇大典と神社とのかかわり方をどのように規定し直すかと言い換えることができる。

目黒における大正天皇大典の捉え方に変化を与えたのは、1914（大正3）年1月の官国幣社以下神社祭祀令制定と同年3月の官国幣社以下神社祭式公布である。2つの神社祭式にかかわる制度変更に対して、目黒は1914（大正3）年5月に発表された「改定神社祭式の価値」の中で以下のように述べる。

従前祈年祭は、新嘗祭より軽く、而して祈年新嘗両祭より、更に例祭を重くし、…（中略）…吾人は、新式の祭祀の根本義を解決し得たるを喜ぶと共に、祈年新嘗の本末終始の祭祀にして、其神社一年一度の大祭たる例祭と同格たるべき宿論の貫徹を祝せずんば あらず<sup>47</sup>。

神社祭式が改正され、祈年・新嘗両祭という神社がかかわる祭礼が「大祭」という形で制度的に位置づけられるが、祈年・新嘗両祭が「一年一度の大祭たる例祭と同格」となった、つまり、各神社が重視する例祭と祈年・新嘗両祭が同格となったことを目黒が評価していることが看取される。神社祭式が改正されたことによって、各神社の重視する例祭と祈年・新

嘗両祭が「大祭」として「制度的に」位置づけられるようになったのである。

このように神社祭祀と祈年・新嘗両祭が「制度的に」位置づけられることで、目黒は神職・神社の立場の正統性を主張するようになる。1915（大正4）年6月に発表された「大礼発刊の辞」で、目黒は神職・神社の立場について以下のように述べる。

当時神職は、全く法度の外に抛棄せられ、官社以外の神社は、氏子信徒の意思に放任せられて、神社神職の本体本質は湮滅し、従ひて国家との関係に至りても、没交渉の態度にありしに非ずや。然るを今や官国幣社の経費は、国庫支弁となり、府県社以下亦幣帛供進を受け、諸法令益々統一整理せられ、大正二年四月に至りて、神社は上下を通じて、国家の宗祀となり、神職も亦上下を通じて、国家彝倫の標準たる、祭祀に従事すべき職司となる<sup>48</sup>。

従来、官国幣社以外の神社は「国家の宗祀」と規定されていなかったが、1913（大正2）年の官国幣社神職奉務規則と府県郷村社神官奉務規則の統一によって、府県社以下の神社も「国家の宗祀」として規定されることとなった。このことを目黒は評価し、神職は社格にかかわらず「国家彝倫の標準たる、祭祀に従事すべき職司」となったと目黒は強調する。

「国家の宗祀」と規定された「祭祀に従事すべき職司」である目黒<sup>49</sup>が次に注目するのが、神職が従来祭祀の1つとして担っていた大嘗祭（新嘗祭）である。目黒は、「殊に大嘗祭は、天皇親ら大神主となりて、天神神祇を祀らせ給ひ、大宝令に凡天皇即位総祭天神地祇と定むる所のもの」であり、「列聖御即位毎に挙行せらるゝ最高無限の一大祭儀」であるとする<sup>50</sup>。天皇が自ら「大神主」となって「天神地祇」を祀る大嘗祭は、天皇の即位で行われる「最高無限の一大祭儀」であると目黒は述べる。

その上で、目黒は以下のように強調する。

是を以て吾人は、常に称道せり。神社百年の計策は、御大礼の真意義を、上下に通じて普遍ならしむるより捷徑のものあらざるべしと。蓋し即位礼大嘗祭の両意義にして、上下一般に解得徹底せんか。神社の本質茲に明瞭となりて、崇敬の事実たちどころに挙ることを得ればなり<sup>51</sup>。

即位礼・大嘗祭の「真意義」を人々に伝達することで、神社の「本質」が明確になると目黒は主張する。

ここで注目すべきは、「大嘗祭の強調」である。前節で見たように、目黒は祈年・新嘗両祭を一連のものとして捉えていた。しかし、1913（大正2）年の奉務規則の統一、そして1914（大正3）年の官国幣社以下神社祭祀令制定と官国幣社以下神社祭式公布による祈年・新嘗両祭の「大祭」化という神社行政の展開が見られた。「大祭」化した新嘗祭（大嘗祭）という神社祭祀と大典の行事の一部である大嘗祭が結合されることによって、国家と神社のかかわりが強調されるようになるのである。その一方で、新嘗祭（大嘗祭）は各神社が従来担っていた神社祭礼であり、かかる意味において人々（地域社会）と神社のかかわりが担保されるようになる。つまり、大正天皇の大典を迎える中で大嘗祭を「媒介」に「国家—神社—人々（地域社会）」が結合していくのである。以上見てきた「大嘗祭の強調」は、神社行

政の展開とそれに伴う「国家一神社」「人々（地域社会）一神社」のかかわりの「発見」から位置づけられるべきことである。

このような「大嘗祭の強調」は、大正天皇大典直前にさらなる展開を見せる。目黒は大典「当日に於ける国民の態度は、一は敬虔静肅に奉祝せよと云ひ、一は熱狂歓呼して奉祝せよといふ」という議論を紹介する<sup>52</sup>。その上で目黒は、即位礼は「我が同胞四千五百萬が、神職発声の万歳に唱和し、全国同時に、その声調千山萬岳を震撼して、京都の紫宸殿目指して、陛下の御耳に達せんこと国民至誠の発露としては、蓋しこれに優るもの」はなく、当日神社で行うことは「敬神の觀念上多大の効果」があると、「即位礼＝熱狂」を位置づける<sup>53</sup>。それに対して大嘗祭は、天皇が「当日御自身大神主となり給ひて、親しく天神地祇に接」する「祭事」であると、「大嘗祭＝静肅」を位置づける<sup>54</sup>。国民の熱狂を促進する即位礼に対して、天皇自らが「天神地祇に接」する「祭事」と大嘗祭を規定する目黒の議論が看取される。「大嘗祭の強調」は、「大嘗祭＝静肅」「即位礼＝熱狂的」という異なる役割を付与することになり、本来「大典」として一連の行事であったものを分化させることになるのである<sup>55</sup>。

以上、目黒における大典の捉え方の展開について見てきた。1913（大正2）年に府県社以下神社に祈年・新嘗両祭に対する神饌幣帛料供進が決定した。ただし、大典と大嘗祭との結びつきや重要性が強調されるものの、ここでは「国家や神社」とのかかわりが強調されても、「人々と神社」との関係については前景化していなかった。

そんな中、1914（大正3）年に府県社以下神社祭式改定によって、祈年・新嘗両祭が各神社の重視する例祭と同じ「大祭」と位置付けられるようになる。神社祭式改定と全神社が「国家の宗祀」として規定されることになる奉務規則の統一の2つによって、「大嘗祭の強調」がなされるようになる。前章で見たように、祈年・新嘗両祭を一連のものとして目黒は捉えていた。しかし、1913（大正2）年の奉務規則の統一、そして1914（大正3）年の官国幣社以下神社祭祀令制定と官国幣社以下神社祭式公布による祈年・新嘗両祭の「大祭」化という神社行政の展開が見られた。「大祭」化した新嘗祭（大嘗祭）という神社祭祀と大典の行事の一部である大嘗祭が結合されることによって、国家と神社のかかわりが強調されるのである。その一方で、新嘗祭（大嘗祭）は各神社が従来担っていた神社祭礼であり、かかる意味において人々（地域社会）と神社のかかわりが担保されるようになる。つまり、大正天皇の大典を迎える中で大嘗祭を「媒介」に「国家一神社一人々（地域社会）」の結合を可能にする論理を神職側が得ていくのである。

このような「大嘗祭の強調」は、「即位礼＝熱狂」「大嘗祭＝静肅」という異なる役割を付与することとなり、本来「大典」として一連の行事であったものを分化させていくようになるのである。

## おわりに

以上、本稿では明治から大正の「代替わり」のとき『全神』の編集に従事していた目黒和三郎の論説を分析することで、「代替わり」における神職の動き・反応に接近してきた。

まず、目黒と『全神』の編集とのかかわりや『全神』に見る目黒の時代認識を確認した。1913（大正2）年5月頃から目黒は『全神』の論説・雑纂などの執筆を開始し、目黒は1913（大正2）年5月から1916（大正5）年12月までの約3年半、目黒は毎号必ず1本論説を掲載している。目黒の論説を概観すると、①神社制度や時局に対する問題、②大正天皇の大典

に関する問題、③神社崇敬に関する問題、④神職の活動の問題、⑤あるべき神職に関する問題、という5点について執筆されていたことを確認した。

その上で、①に関わる論説を中心に分析することで、目黒の時代認識に接近した。目黒は、「敬神崇祖」「開国進取」を明治時代（明治天皇）の業績として評価し、「開国進取」の1つの表れが神社制度の整備であるとした。そこでは、大正期に行われた奉務規則の統一も、明治天皇の「業績」の延長線上でとらえられていた。こうした「開国進取」の流れは文明・技術の発達を促し、「明治時代＝物質的文化時代」と措定されるに至る。それに対して、「大正時代＝精神的発展時代」と位置づけられ、大正期の「精神発達」は明治時代に見られた「物質的進歩」を活用しながら展開すべきと目黒は主張する。かかる意味において、目黒は明治～大正の連続性を強調し、そうすることで、大正における新たな課題を付与したといえよう。

こうした課題が設定されると同時に、神職は社会と積極的にかかわるべきという「現代接触主義」が主張される。この「現代接触主義」の具体的な形として大正天皇大典の普及活動が主張され、「物質的進歩」の具体的な方法として講演活動、出版活動が提案されたのである。

さらに、本稿では目黒における大典の捉え方の展開について見てきた。1913（大正2）年に府県社以下神社に祈年・新嘗両祭に対する神饌幣帛料供進が決定した。ただし、大典と大嘗祭との結びつきや重要性が強調されるものの、ここでは「国家や神社」とのかかわりが強調されても、「人々と神社」との関係については前景化していなかった。

そんな中、1914（大正3）年に府県社以下神社祭式改定によって、祈年・新嘗両祭が各神社の重視する例祭と同じ「大祭」と位置付けられるようになる。神社祭式改定と全神社が「国家の宗祀」として規定されることになる奉務規則の統一の2つによって、「大嘗祭の強調」がなされるようになる。これ以前は、祈年・新嘗両祭が一連のものとして捉えられていた。しかし、1913（大正2）年の奉務規則の統一、そして1914（大正3）年の官国幣社以下神社祭祀令制定と官国幣社以下神社祭式公布による祈年・新嘗両祭の「大祭」化という神社行政の展開が見られた。「大祭」化した新嘗祭（大嘗祭）という神社祭祀と大典の行事の一部である大嘗祭が結合されることによって、国家と神社のかかわりが強調される。その一方で、新嘗祭（大嘗祭）は各神社が従来担っていた神社祭礼であり、人々（地域社会）と神社のかかわりが担保されるようになる。つまり、大正天皇の大典を迎える中で大嘗祭を「媒介」に「国家—神社—人々（地域社会）」の結合を可能にする論理を神職側が得ていくのである。このような「大嘗祭の強調」は、「即位礼＝熱狂」「大嘗祭＝静粛」という異なる役割を付与することとなり、本来「大典」として一連の行事であったものを分化させていくようになるのである。

『全神』における目黒の論説を分析してみると、藤本が照本の事例で明らかにした「時局・時流に非常に敏感に反応」する「オピニオンリーダー」として役割を、目黒も担っていたことがわかるだろう。特に、神社行政の展開を踏まえ、祈年・新嘗両祭を強調する議論から大嘗祭の強調する議論へと展開することで「国家—神社—人々（地域社会）」の新たな関係性を構築していくという、「代替わり」を受け取り反応した一神職の議論を析出することができた。今回の目黒の議論を分析して明らかのように、神社行政の展開による「制度的な」後ろ盾が、神職の立場性を強化する上で重要な要素であったことを改めて指摘しておきたい。

また、「即位礼＝熱狂」「大嘗祭＝静粛」という各儀礼の役割分化は、大正天皇の大典を迎え、神社行政が展開していく中で大嘗祭を「媒介」に「国家—神社—人々（地域社会）」の

結合を可能にする論理を神職側が得ていくことで表れてくる。かかる意味において、大嘗祭を「媒介」とする「国家—神社—人々（地域社会）」の結合は、優れて「大正期」の現象なのである<sup>56</sup>。

今後は、目黒の議論が当該期の神社界にどのような影響があるか、当該期の神社界とどのようなかわりがあるかについても迫っていきたい。

## 注

- 1 天皇の即位儀礼は、踐祚・即位礼・大嘗祭という3つの儀式によって構成されるが、登極令の公布（1909（明治42）年）によって、踐祚と大典の2つに大別されることとなる。これにより、即位礼と大嘗祭は「大典」として一体のものとしてとらえられることとなり、連続した秋冬の期間にそれらが行われることとなった。また京都での即位礼に伴って、全国各地で奉祝式が行われた。

本稿は、即位礼や大嘗祭に関する神社界の議論を扱っていくことから、「大典」という語を使用する。

- 2 岡田精司によると、従来の天皇の即位儀礼に関する研究は、①天皇の就任儀礼とは何か。新しい天皇はその儀礼において、いかにして資格を獲得するのか、②就任儀礼の形態およびその理念には、基本的には一貫した不変のものがあるのか、③近代以降の就任儀礼（即位礼・大嘗祭）についての基礎を作ったものは何であったのか、という三点から進められてきた（岡田精司1989「即位・大嘗祭研究の問題点（一）」岩井忠熊・岡田精司編『天皇代替わり儀礼の歴史的展開—即位儀と大嘗祭—』柏書房、pp.259-266：p.259）。

そんな中、明治天皇の場合は唐風の大嘗祭が和風（神道式）へと転換していく点が明らかにされ（井上勝生1986「近代天皇制の伝統と革新—明治天皇の即位式—」『法学セミナー増刊 総合特集シリーズ 33 天皇制の現在』：pp.188-195）、昭和天皇の場合は天皇の即位儀礼を国民統合との関連から捉えられてきた（中島三千男1990『天皇の代替わりと国民』青木書店）。すなわち、近代における天皇の即位儀礼に関する研究は、岡田のいう②と③を中心に進められてきた。

ただし天皇の即位儀礼は、天皇の代替わりと国民統合との関係において注目がなされてきたことにより、先行研究においては明治・昭和両天皇の代替わりが議論の中心であった。それ故に、大正天皇は明治・昭和両天皇の「間」の存在として見なされ、大正天皇の大典については、その実態を含めてあまり主題化されてこなかった（松田隆行2011「大正天皇の「御大典」と地域社会—天皇の即位儀礼と国民統合—」『花園史学』32、pp.1-32：p.2）。

大正天皇大典に関する数少ない研究として、松田隆行によるものが挙げられる。松田は、栃木県鹿沼町を事例に、大正天皇の大礼と地域社会の関係について明らかにし、地域で行われた奉祝の儀式の実態を明らかにした。その上で松田は、昭和天皇の大礼同様、大正天皇の場合でも近代天皇制における国民統合に対して大きな影響を与えたことを指摘している（前掲、松田2011）。

ただし、天皇の即位儀礼を人々がどのように受けとり、どのように活動を展開していったのかについては、大正天皇の場合に限らず、明治・昭和両天皇の場合でも十分に明らかにされていない。つまり、時代状況・社会状況と天皇の代替わりとの相互関係については、十分議論がされていない。このような関心から、本稿では神社界の議論を時代・社会からの「応答」と見なし、議論を進めたい。

- 3 孝本貢1978「『思想国難』と神社—大正期を中心として—」下出積典博士還暦記念会編『日本における国家と宗教』大蔵出版、pp.315-335・赤澤史朗1985「大正デモクラシーと神社」『近代日本の思想動員と宗教統制』校倉書房、pp.51-104・畔上直樹2009「『村の鎮守』と戦前日本—「国家神道」の地域社会史—」有志舎・同2012「『婦一協会と二〇世紀初頭の神社界』『渋沢研究』24、pp.3-19。
- 4 前掲、赤澤1985：pp.102-103。
- 5 前掲、畔上2009：p.151。
- 6 前掲、畔上2009：pp.151-156。



- 7 『全神』は1899（明治32）年8月に発刊が開始され、『神社協会雑誌』は1902（明治35）年3月に発刊が開始された。また『全神』は、1921（大正10）年1月から『皇国』に、1930（昭和5）年1月から『皇国時報』に改題されている。なお、『全神』『皇国』『神社協会雑誌』は月刊、『皇国時報』は旬刊（1944（昭和19）年7月以降は月2回の刊行に変更）であった。
- 8 藤本頼生2016「照本亶と『皇国』—大正期・昭和初期の神道人の言説—」國學院大學研究開発推進センター編・阪本是丸責任編集『昭和前期の神道と社会』弘文堂、pp.49-82。
- 9 前掲、藤本2016：pp.49-50。
- 10 前掲、藤本2016：pp.73-75。
- 11 前掲、藤本2016：p.75。
- 12 「雨峯」「雨峰」という表記は、「雨降らしの靈験で知られる「大山」の峯に鎮座する大山阿夫利神社」の神職であったことに由来している。このように、『全神』や『皇国』では、「出身地や奉仕する神社の鎮座地にかかわる地名などがある種のペンネーム的に用いて使うことが多かった」という（前掲、藤本2016：p.80）。
- 13 目黒の経歴については、財団法人全国神職会編1935『全国神職会沿革史要』全国神職会・西田重一編1950『神道人名辞典』神社新報社・前掲、藤本2016：p.56、を参照した。
- 14 この他に、明治後期頃から宮井鐘次郎が主宰していた『神風』も挙げることができる。
- 15 前掲、財団法人全国神職会編1935：p.12。
- 16 神社本庁教学研究部編2007『『全国神職会會報』総目次』神社本庁教学研究部。
- 17 前掲、藤本2016：p.54。
- 18 この他に『全神』を主たる分析対象にする意義は、『全神』における編集者の流れが明瞭であることである（前掲、藤本2016）。編集者の流れが明瞭であるということは、神社界の「まとまった」議論を捉えることが可能となると筆者は考えている。
- 19 目黒と『全神』の編集については、前掲、財団法人全国神職会編1935・前掲、畔上2009・前掲、藤本2016：p.56、などを参照した。
- 20 高山昇については、齊藤智朗2011「高山昇と皇典講究所」『朱』55：pp.212-230を参照。
- 21 ここでいう「代替わり」の期間とは、1912（明治45）年7月～1916（大正5）年12月までを指す。本稿は、明治から大正の「代替わり」と神社界の反応や神社界への影響に注目しているため、大正天皇の大典の1年後にあたる1916（大正5）年12月までを主たる範囲に設定した。
- 22 前掲、藤本2016：p.56。
- 23 目黒雨峯1913「吾人は如何にして明治天皇の大御功德を記念すべきか」『全神』176、pp.10-14。煩雑さを避けるため、2回目以降目黒の論説を引用する場合は、“前掲、目黒1913「吾人」：ページ数”、というように表記する。
- 24 前掲、目黒1913「吾人」：pp.11-12。
- 25 前掲、目黒1913「吾人」：p.13。
- 26 前掲、目黒1913「吾人」：p.13。  
 また目黒は別の論説で、官国幣社でも府県社以下神社でも、「神社といひ、神職という上より見る時は、二者その性質に於いて、決して異なる所」はなく、奉務規則が統一されたことで、「上下を通じて、神社はどこ迄も国家の宗祀にして、神職は孰れも国家の宗祀に従事する職司と」なって、祭祀は「皆国家彝倫の標準」となったと評価している（目黒雨峰1913「神職奉務規則を読みて所懐を述ぶ」『全神』175、pp.8-11：pp.9-11）。
- 27 目黒雨峰1914「我が国勢状態の現下に於ける外人の批評—殊 精神界の趨勢に対して為政者は如何な責任を負う乎—」『全神』184、pp.6-17。
- 28 前掲、目黒1914「我が」：p.7。
- 29 前掲、目黒1914「我が」：p.8。

- 30 前掲、目黒1914「我が」：p.8。
- 31 目黒雨峰1913「北陸関東神職二大会に臨む」『全神』180、pp.1-7。
- 32 なお、富山県開催の神職大会には、東京・群馬・栃木・新潟・石川・福井・滋賀・岐阜の各府県が、埼玉県開催の神職大会には、東京・神奈川・山梨・千葉・群馬・茨城・栃木の各府県が参加した。
- 33 前掲、目黒1913「北陸」：p.5。
- 34 前掲、目黒1913「北陸」：p.5。
- 35 前掲、目黒1913「北陸」：p.5。
- 36 前掲、目黒1913「北陸」：p.5。
- 37 目黒は同じ論説内で、「吾人は大会出席者中には、この物質的進歩に接触して、自觉反省せられたるものある事を信ずるものなり」と、神職が社会に積極的にかかわるために「物質的進歩」を活用すべきことを繰り返し述べている（前掲、目黒1913「北陸」：p.6）。
- 38 目黒雨峰1913「現代接触主義」『全神』181、pp.1-5。
- 39 前掲、目黒1913「現代」：p.2。
- 40 前掲、目黒1913「現代」：p.2。
- 41 前掲、目黒1913「現代」：p.2。
- 42 目黒雨峰1914「大正維新劈頭に於ける斯界の四大項目」『全神』183、pp.2-10：p.4。
- 43 前掲、目黒1914「大正」：pp.4-5。
- 44 目黒雨峰1913「府県社以下両祭奉幣に就て私見」『全神』182、pp.9-11：p.11。
- 45 前掲、目黒「大正」：p.4。
- 46 全国神職会常務幹事を務めていた宮西惟助は、「即位の典を挙げさせ給ひて、<sup>マ</sup>次に大嘗の儀を以てせらる。立国の大精神を思ひ、国家存立の鍵<sup>■</sup>に触るゝ時、其所に無限の妙味あるを感ずることを禁ずる能はず」とする。その上で宮西は、「我国は必竟農本の国なり。国家の経済一に米穀を以て本位とす。この国にありて国運の隆昌を希ふもの、先ず豊作を思はざるべからず」、「実に祈年新嘗の二典は、国家が農業本位国たる位置を離れざる限りは、其の存立上必須の公典にして、国家の繁栄を思はゞ此を軽々視すること能はざるべきなり」と主張する（宮西惟助1913「府県郷村社祈年新嘗両祭に神饌幣帛料の供進」『全神』182、pp.1-4：pp.2-3）。
- さらに宮西は、「この大嘗を奉体し、国民をしてこの両祭の趣旨を会得せしめ、各公共団体をして、尽く、この新制度によりて、幣帛料の供進を実行せしむるの日の一日も速ならんことを期せざるべからず」と祈年・新嘗（大嘗）祭の意義を普及すべきことを強調する（前掲、宮西1913：p.4）。
- ここでは、日本が農業国であるから大典における大嘗祭の重要性を宮西は主張していることが看取される。その一方で、神社（祭祀）と人々との関係はここでも強調されていない。
- 47 目黒雨峰1914「改定神社祭式の価値」『全神』187、pp.1-8：pp.3-4。
- 48 目黒和二郎1915「大札発刊の辞」『全神』200、pp.61-64：p.61。
- 49 前述したように、目黒は県社・大山阿夫利神社の社司という「地域神職」の1人であった。
- 50 前掲、目黒1915「大札」：pp.62-63。
- 51 前掲、目黒1915「大札」：p.63。
- 52 目黒和二郎1915「再び大札当日国民一般奉祝方法に対する希望を述ぶ」『全神』201、pp.43-46：p.44。
- 53 前掲、目黒1915「再び」：p.45。
- 54 前掲、目黒1915「再び」：pp.45-46。
- 55 大典後、目黒は「各神社の大嘗祭に於いては、<sup>マ</sup>定指神社以外の各社に至るまで、新穀を備へ、祭典後黒酒白酒により直会を催せるが如き、全く上古二大札の真意義に則りて執行ひたるは、実に吾人が空前の大快哉事たり」と述べる（目黒和二郎1915「二大札によりて国民の得たる賜物一神代化せるわが国土。国民思想と国民道徳との発展一」『全神』205、pp.1-5：p.4。）。天皇の即位儀礼で行われた大嘗祭を各神社が行ってきたことを成果として目黒は改めて強調するようになった。

- 56 高木博志は、天皇の即位儀礼を、同時代における即位礼・大嘗祭解釈や国際社会との関連から捉え、以下のように述べている。

大正大礼後の社会的な論調は、天皇の就任儀礼の中で大嘗祭に重い価値を置く。その大嘗祭解釈は、天孫降臨神話の具現と農耕祭祀の集大成との評価であり、明治期の国学者の大嘗祭解釈を踏襲するものであった。すなわち大正期以降、広く社会的に国学の大嘗祭観の復権がなされるのである。日本の固有性をもっとも強い儀式である大嘗祭が、浮上することになる。…（中略）…一つの考え方として、国内的には神社非宗教論の枠組みがくずれて、国家神道の宗教化が進みだす問題、国際的には君主制そのものの正当性が失われる（たとえば、第一次世界大戦で、ロマノフ家・ホーエンツォレルン家・ハプスブルク家が倒れる）問題が介在すると考える。

さらにこうした大嘗祭解釈を発展・強化するのが、大嘗祭において歴代の天皇が大嘗祭の神座で天照大神から直接天皇霊を継承するとされる折口信夫「大嘗祭の本義」（一九二八年）である（高木博志1997『近代天皇制の文化史的研究—天皇就任儀礼・年中行事・文化財—』校倉書房：p.135）。

高木によると、明治期は即位（儀）礼が、大正期以降は大嘗祭が重視されるとされているが、本稿で明らかになったように、大正天皇大典における「大嘗祭の強調」は神社行政の展開を受容し、応答した神職が「国家—神社—人々（地域社会）」という新たな可能性の中から展開するものである。

高木が明らかにしたような「上からの」即位礼・大嘗祭解釈と、本稿で明らかにしたような「下からの」即位礼・大嘗祭解釈の関係については、今後の課題としたい。